

福島県指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所に係る指針 新旧対照表

新	旧
<p>第2 入所対象者</p> <p>入所対象者は、<u>要介護3から要介護5までの要介護者及び要介護1又は2の要介護者のうち、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて以下の要件に該当し、特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者とする。</u></p> <p>(1) <u>認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること</u></p> <p>(2) <u>知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること</u></p> <p>(3) <u>家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること</u></p> <p>(4) <u>単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること</u></p> <p>第4 入所検討委員会 (省略)</p> <p>6 委員会における入所順位の決定の経過の記録は、<u>5</u>年間保存する。</p>	<p>第2 入所対象者</p> <p>入所対象者は、<u>介護保険法の定めにより要介護と認定された者のうち、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者とする。</u></p> <p>第4 入所検討委員会 (省略)</p> <p>6 委員会における入所順位の決定の経過の記録は、<u>2</u>年間保存する。</p>

福島県指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所に係る指針 新旧対照表

新	旧
<p>第5 入所の申込み及び取下げ</p> <p>1 入所の申込み</p> <p>(1) 入所の申込みは、入所申込者等が、入所申込書（様式第1号）に介護保険被保険者証の写しを添付して入所を希望する施設へ申込みものとする。<u>なお、入所申込者等のうち要介護1又は2の者にあつては、第2で定めた特例入所要件について、入所申込み理由等を当該入所申込書に記載するものとする。</u></p> <p>(2) <u>施設は、要介護1又は2の者から入所申込みがあつた場合、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たっては、介護老人福祉施設特例入所意見書交付願（様式第7号）により、保険者市町村の意見を求めることとする。</u></p> <p>(3) 入所申込者等は、入所申込みをした後に入所申込書の記載内容に変更が生じた場合は、申込みをした施設に申込み事項の変更申出をしなければならない。</p> <p>2 入所の取下げ</p> <p>入所申込者等は、都合により入所申込みの取下げをする場合は、申込みをした施設に入所申込取下書（様式第2号）を提出しなければならない。</p>	<p>第5 入所の申込み及び取下げ</p> <p>1 入所の申込みは、入所申込者等が、入所申込書（様式第1号）に介護保険被保険者証の写しを添付して入所を希望する施設へ申込みものとする。</p> <p>2 入所申込者等は、入所申込みをした後に入所申込書の記載内容に変更が生じた場合は、申込みをした施設に申込み事項の変更申出をしなければならない。</p> <p>3 入所申込者等は、都合により入所申込みの取下げをする場合は、申込みをした施設に入所申込取下書（様式第2号）を提出しなければならない。</p>

福島県指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所に係る指針 新旧対照表

新	旧
<p>第6 入所順位の基準及び手続き （省 略）</p> <p>3 委員会に提出する資料の作成 （省 略）</p> <p>(3) 委員会に提出すべき資料は、入所申込一覧、状況調査一覧及び優先対象一覧とする。</p> <p>なお、入所申込書及び個別状況調査票やその他の参考となる資料は必要に応じて提出する。</p> <p><u>また、特例入所申込者の入所について検討する際は、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求めることができる。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この指針は、平成27年3月17日から施行し、この指針による入所順位の決定の運用は、平成27年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第6 入所順位の基準及び手続き （省 略）</p> <p>3 委員会に提出する資料の作成 （省 略）</p> <p>(3) 委員会に提出すべき資料は、入所申込一覧、状況調査一覧及び優先対象一覧とする。</p> <p>なお、入所申込書及び個別状況調査票やその他の参考となる資料は必要に応じて提出する。</p>